

2020年（令和2年）4月23日

法務省 大阪矯正管区

管区長 柴田房雄 殿

大阪拘置所

所長 嶋崎公弘 殿

大阪弁護士会

会長 川下 清

一般面会の制限についての申入書

現在大阪拘置所及びその他の大阪矯正管内のすべての刑事施設（堺拘置支所、岸和田拘置支所、大阪刑務所、大阪医療刑務所）においては、令和2年5月6日（予定）まで、被収容者と弁護士等以外の方との面会（いわゆる一般面会）を原則として実施しないという措置をとっており、その根拠は国有財産法であると聞き及んでいます。

しかしながら、国有財産法には、感染防止目的による面会ないし立ち入り制限を根拠づける具体的規定がなく、国有財産の管理権限から直ちに一般面会の一律禁止という高度の制約を導くことには法的な疑義があります。また、未決拘禁者に関しては、被収容者処遇法115条は、一定の場合を除き、未決拘禁者の一般面会を保障しており、除外事由に今回のような感染防止対策は含まれていません。さらに、刑事訴訟法上も、勾留されている被告人との接見を禁ずる規定は同法81条以外にはなく、その点から同条に規定する以外の理由で一般面会を一律に禁止する今回の措置は、同条に違反するおそれがあります。

一般面会は、刑事訴訟法80条、上記被収容者処遇法115条の保障する権利であり、かつ、被収容者に残されたかけがえのない家族ひいては社会との絆であって、一般面会の機会を失った者の苦痛ははかりしれません。もとより、刑事訴訟法等は今般のような事態を想定したものではありません。また、今般のコロナウイルスの感染拡大に伴い、必要な対策が講じられるべきであり、我々弁護士もまた、被収容者が感染することなく健康な生活を送ることを切望しております。とはいえ、この重要な権利を制約するにあたり、法的な根拠及びその必要性の限度に細心の注意を払い、過度の制約を避けるべきこともまた当然です。

かかる観点からみて、被収容者・職員・来訪者間の感染の危険性、その程度を考慮した上で、感染防止のためのより緩やかな制限の方策を検討、考慮しないまま、一律に面会禁止とすることは、感染防止対策として必要な限度を超える過度な制約といわざるをえません。そのため、一律禁止ではなく、まず、以下のような対応の可否をご検討いただくべきであると考えます。

- ① 風邪症状、37.5度以上の発熱、味覚障害・嗅覚障害など、いわゆるコロナウイルス感染を疑う症状を呈する人、あるいはその濃厚接触者に対する面会制限
- ② 面会時のマスク着用・手指消毒の徹底
- ③ 面会室の通風孔等を塞ぐなど、面会者と被収容者間で飛沫感染しない措置の実施
- ④ 被収容者1人あたりの面会人数の制限
- ⑤ 1日の面会人数総数の制限
- ⑥ 面会可能時間帯の制限
- ⑦ 面会予約制の導入
- ⑧ 電話・テレビ電話等での一般面会の導入
- ⑨ 面会室の換気・消毒の徹底
- ⑩ 待合室におけるソーシャルディスタンスの確保
- ⑪ 職員の立会方法の見直し

これらの対策は、決して実施困難なものではなく、たとえば、面会室の通気口封鎖については弁護人接見室ですでに実施されております。一般面会の一律禁止は、以上のような対策を検討し、かつ、一般面会の権利としての重要性を考慮したうえで、なお感染防止上必要やむを得ない場合に限定されるべきものです。

各刑事施設においても、これらの手段を速やかに検討した上、できる限り一般面会を原則として実施しない措置を撤回するよう本書をもって申し入れます。

また、仮に現在の措置を続けるとしても、感染状況等に照らした必要性の再検討は必須です。上記措置を講じたうえで、できるだけ早期に被収容者の一般面会が再開されるよう求めます。

以 上